

鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例

鴻巣市は、東京都心から50キロ圏内に位置し、古くは江戸時代より中山道の宿場としてにぎわうとともに人形の産地として栄え、現在ではJR高崎線や国道17号が市域を縦貫するほか、首都圏中央連絡自動車道、東北縦貫自動車道への良好なアクセスを生かした交通の要衝として、また、花と緑に彩られた自然豊かな住環境を享受できるまちとして発展してきました。

このような背景を持つ私たちのまち鴻巣に立地する中小企業及び小規模企業は、地域の雇用と経済を支え、伝統と文化の継承に寄与し、にぎわいを創出するとともに、鴻巣市のまちづくりにおいても地域社会の担い手として市民生活の向上に重要な役割を果たしてきました。

一方で、急速に進行する少子高齢化・人口減少や、経済活動のグローバル化、消費需要の多様化など経済的社会的環境が大きく変化する中で、中小企業及び小規模企業の多くは、売上の低迷や労働力不足、後継者不足など様々な課題に直面しています。

このような中、今後も安定した市民生活の基盤を維持し、まちの活性化を推進するとともに、地域経済の持続可能な発展を図るためには、地域社会全体が、中小企業及び小規模企業の果たす役割を理解し、協働して中小企業及び小規模企業の振興に向けた取組を実施していくことが重要です。

そのためには、中小企業及び小規模企業の振興を市政の重点課題と位置付けるだけでなく、その基本理念を地域社会全体で共有することが必要であることから、地域経済と地域社会の発展を一体となって目指すための指針として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民それぞれの責務等を明らかにすることにより中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済及び地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。次号において「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく信用組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内において教育活動を行うものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力をすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に則り、中小企業等の振興を目的とする方針を定め、施策を明確にするとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 市は、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民と連携を図りながら、方針に基づく施策の策定及び実施に努めなければならない。

3 市は、施策の実施に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、経済的社会的環境の変化に対応して自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

2 中小企業等は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の責務)

第6条 商工会は、中小企業等の経営の改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会は、中小企業等の的確な実態把握に努め、自らの事業活動に反映させるとともに、会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を図るものとする。

3 商工会は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、中小企業等との連携及び協力に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等の経営の向上及び改善に対する支援に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、学生、生徒、児童及び幼児（次項において「学生等」という。）に対し、中小企業等の事業活動が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割を学習する機会を設けるよう努めるものとする。

2 教育機関は、学校教育の一環として、中小企業等その他の多様な主体と連携し、職場体験その他の学生等の職業観及び勤労観を育む取組を実施し、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、市内消費等を通じて、中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。